

- (5) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類			高等学校教諭一種免許状
基礎資格			中学校教諭専修又は一種免許状を有していること。
在職年数(備考3)			3
科目名			単位数
教科に関する専門的事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目(備考4)	各教科の指導法
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2 全ての事項にわたること。
大学が独自に設定する科目(備考5)			8
合計			12

備考 1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。

- 2 中学校教諭専修又は一種免許状を有する者が次の表の高等学校一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表の教科の中学校教諭専修又は一種免許状を有する必要があります。(免許法施行規則 第18の3第1項)

高等学校一種免許状の教科	中学校教諭専修又は一種免許状の教科
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずる。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずる。)
宗教	宗教

- 3 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において基礎資格の教科を担当する教諭又は講師（基礎資格にかかる特別支援学校の相当部の教諭又は講師を含む。）として在職することが必要となります。
- 4 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。（免許法施行規則 第18条の2備考2号）
- 5 「大学が独自に設定する科目」については、免許教科に応じ次の表のとおり教科に関する科目の単位を含めて修得することが必要となります。（免許法施行規則 第18条の2備考3号）

受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科	有する中学校教諭専修又は一種免許状の教科	教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
地理歴史 公民	社会	免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕の中で受けようとする教科のうち1以上の科目	1以上
情報	技術	情報システム	1以上
		情報通信ネットワーク	1以上
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1以上
工業	技術	工業の関係科目	2以上
		工業の職業指導	2以上

注（ ）の内容も含めて修得すること。

- 6 学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部において、教員として良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する在職年数のある者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は次のとおりとします。

基礎資格			中学校教諭専修又は一種免許状を有していること。		
在職年数（備考7）			1	2	
教科に関する専門的事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕				
各教科の指導法に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	1	1
	第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目			6	4	
合計			9	6	

※単位の修得については、上記備考によること。

- 7 別表第8の最低在職年数（備考3の在職年数）へ算入した年数は、本表の在職年数に含めることはできません。